

○群馬県警察装備開発改善委員会設置運営要綱の制定について（例規通達）

平成3年11月26日

群本例規第23号（務）警察本部長

〔沿革〕

平成4年6月群本例規第18号（務）、7年3月第4号（務）、12年2月第5号（務）、14年3月第8号（務）、17年3月第9号（務）、20年3月第12号（務）、22年3月第6号（務）、23年2月第5号（総企）、27年3月第8号（総企）、30年3月第2号（務）、31年2月第7号（務）、令和元年12月第21号（装）改正

群馬県警察装備開発改善委員会設置運営要綱を別添のとおり制定し、平成3年12月1日から施行することとしたから、運用上誤りのないようされたい。

別添

群馬県警察装備開発改善委員会設置運営要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、群馬県警察装備開発改善委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2 警察装備（以下「装備」という。）の研究開発を図り、もって装備の科学化、近代化を推進して警察運営の総合的な発展を期するため、群馬県警察本部に群馬県警察装備開発改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第3 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 装備に係る開発改善のニーズの把握及び調査に関すること。
- (2) 開発改善の必要がある装備の選定、研究及び試作に関すること。
- (3) 職員が開発した装備の審議及び採択に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長の特命に関する事項

（委員会の組織）

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	警務部長
委員	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長

警務部会計統括官
警務部警務課長
警務部装備施設課長
生活安全部生活安全企画課長
地域部地域課長
刑事部捜査第一課長
交通部交通指導課長
警備部警備第二課長
警備部機動隊長

(委員会の運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員会を招集し、その議事を主宰することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(警察装備開発改善コンクールの実施等)

第6 委員会は、随時警察装備開発改善コンクールを実施するものとする。

2 委員会は、装備の研究、開発等に優れた功績があると認める職員については、表彰を上申することができる。

(研究会)

第7 委員会に、その任務に係る必要な事項を調査、研究するため、研究会を置く。

2 研究会は、研究会長・副研究会長及び研究会員をもって組織する。

3 研究会長は警務部装備施設課長を、副研究会長は警務部装備施設課次席をもって充て、研究会員は研究会長が指名した職員をもって充てる。

4 研究会長は、必要に応じて研究会を招集し、その議事を主宰する。

(委員会及び研究会の庶務)

第8 委員会及び研究会の庶務は、警務部装備施設課において処理するものとする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会及び研究会の運営に関し必要な事項は、委員会の議をもって委員長が定める。